

現場遠隔確認システム運用要領

第1章 総 則

(本要領の範囲及び変更)

第1条 この要領は、現場遠隔確認システムの運用・管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 現場遠隔確認システム

現場等の映像をインターネットを介して現地事務所等へ中継することにより、遠隔で確認等を行うためのシステム。映像及び音声は双方向で入出力可能であり、中継した映像を保存する機能を有する。以下「当システム」という。

二 専用機器

職員が現場等の映像を撮影するために利用するメガネ型のウェアラブル端末及びその周辺機器。

三 運用ベンダ

当システムの運用に係る委託業務の受託者。

四 情報セキュリティポリシー

岐阜県情報セキュリティ基本方針及び岐阜県情報セキュリティ対策基準。

五 Web会議システム

PC等を使用して、インターネット経由で音声や映像を相手と共有して会議ができ、その映像を保存する機能を有するシステム。

(システム管理者及びシステム管理担当者)

第3条 県土整備部技術検査課長をシステム管理者とする。

2 システム管理者は、当システムに関する次の業務を行うものとする。

- 一 当システムの総合的な運用管理
- 二 当システム運用スケジュールの策定及び管理
- 三 他システムとのインターフェイス調整
- 四 アカウント管理
- 五 当システムに関する改修の管理及び検収
- 六 当システムに関するセキュリティ対策及び管理
- 七 当システム利用に関する各種ドキュメントの整備
- 八 運用ベンダとの連絡調整

- 九 前各号に掲げるもののほか、当システムの運用管理に関する業務
- 3 システム管理担当者は、システム管理者が当該所属の職員のうちから指名する。
- 4 システム管理担当者は、システム管理者の指示に基づき、第2項各号に掲げる業務を補助する。

(システム担当者)

第4条 当システムの円滑な運営を図るため、各所属にシステム担当者を設置する。

- 2 県庁内各事業課においては、それぞれの所属長が所属職員のうちから指名したものとし、現地事務所においては、CALS 担当者をシステム担当者とする。
- 3 システム担当者は、所属の代表として窓口業務及び所属のアカウント管理を行うこととする。

第2章 ユーザ

(システム利用者)

第5条 システム利用者は林政部及び県土整備部職員（以下、「職員」という。）、県発注工事・業務の受注者及びその下請業者（以下、「受注者等」という。）とし、当システムを利用する際の役割は次のとおりとする。

一 中継開催者

当システムを利用するために映像等の中継を開始する職員。職員が所属に付与されたアカウントを利用して中継を開始する。

二 中継参加者

開始された映像等の中継に参加する職員又は受注者等。

(アカウントの付与)

第6条 システム管理者は、映像等の中継を開始するために必要となるアカウントを現地事務所等のシステム担当者に付与する。

- 2 システム担当者は、付与された所属のアカウントを管理する。

(禁止事項)

第7条 システム利用者は、次の行為を行ってはならない。

- 一 所属職員以外の者にアカウントを不正に利用させること。
- 二 当システムの運用妨害、環境破壊等を目的とする行為。
- 三 当システムへの不正アクセス、破壊、改ざん等を行うこと。
- 四 コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用すること。
- 五 業務目的以外で当システム又はデータを利用すること。

- 六 業務上知りえた情報を外部へ漏えい、公開すること。
 - 七 他のシステム利用者に損害を与え、又は与えるおそれがある行為。
 - 八 他のシステム利用者のプライバシーを侵害する行為。
 - 九 その他、法令に違反する行為、又は違反するおそれがある行為。
 - 十 その他、システム管理者が不適切と判断する行為。
- 2 異動、退職等した場合についても、前項の規定に該当する行為を行ってはならない。

(システム利用者の責任)

第8条 システム利用者は、他の利用者や第三者及びシステムに損害を与えた時は、特別な事情があると認められた場合を除き、システム管理者の指示に従い、現状復帰もしくは返却、弁償の責任を負うものとする。

第3章 セキュリティ

(セキュリティの遵守)

第9条 システム利用者は、情報セキュリティポリシーを遵守し、これに従わなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第10条 システム利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 当システムを利用する端末は、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを常に最新に保つと共に定期的にウイルスチェックを実施すること。
- 二 データを外部から取り入れる、又は外部に提供する場合には、必ずウイルスチェックを行うこと。

(事故等の報告)

第11条 システム担当者は第7条(禁止事項)に該当する行為及びその他システムに対する破壊行為等を発見した場合は、直ちに任意様式によりシステム管理者に報告しなければならない。

(秘密保護)

第12条 システム管理者、システム管理担当者、システム担当者、システム利用者及び運用ベンダは、システム上にある機密を保護しなければならない。なお、その任を退いた後も同様とする。

第4章 運用・管理

(利用方法)

第13条 中継開催者はWeb会議システムを介して確認する。

- 2 現場等で当システムを利用する職員は専用機器を使用して中継に参加する。
- 3 受注者等は自前で用意した機器を使用して中継に参加する。
- 4 当システムの操作方法はマニュアルに定める。

(専用機器の管理)

第14条 森林経営課、若しくは技術検査課で購入し、現地事務所に配備した専用機器は「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」に基づき、現地事務所で保管及び管理を行う。

- 2 専用機器に故障等が発生した場合には、農林事務所においては森林経営課と、土木事務所等においては技術検査課と協議する。

(システム利用可能時間)

第15条 当システムの利用可能時間は通年24時間とする。ただし、第17条の何れかに該当する場合は当システムを停止する。

(連絡体制)

第16条 システム管理者からの当システムに関する連絡は電子メールやホームページ掲載等により行う。ただし、緊急時の連絡についてはこの限りではない。

- 2 問い合わせ先は、岐阜県県土整備部技術検査課建設情報係とし、問い合わせ時間は、岐阜県開庁日の8:30から17:15までとする。

(運用管理上の制限又は停止)

第17条 システム管理者は、以下の場合にはシステムの利用を制限し、又は停止することができる。

- 一 当システム又は施設等の保守を実施する場合。
- 二 停電、災害等の不可抗力により当システムの運用ができなくなった場合。
- 三 当システムの運用上、システムの利用を中断する必要が生じた場合。

(研修の実施)

第18条 システム管理者は、当システムの利用スキルの向上及びセキュリティ認識の啓発を図るため、必要に応じて研修を実施するものとする。

(データ保存)

第 19 条 中継開催者は必要に応じて中継の状況をデータに保存することができる。

2 クラウド上にデータを保存した場合、データを保存した者は速やかにクラウド上のデータを個人の端末等にダウンロードし、クラウド上のデータを削除するものとする。

3 システム管理者は必要に応じてクラウド上のデータを削除できるものとする。

(その他)

第 20 条 本要領は、事前に通知することなく、随時変更することが出来るものとする。

なお、要領の変更が生じた場合は、電子メールやホームページ掲載等により周知する。

附 則

本要領は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

本要領は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

本要領は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。